

兵庫県の社会活動制限の見直しについて

区分	5月14日	5月21日
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> ○「最低7割、極力8割程度」の接触機会の低減を目指して、外出自粛を要請 ○不要不急の府県域を越えた移動の自粛を要請 ○繁華街の接待を伴う飲食店等の利用の自粛を要請 ○「3密」を徹底的に避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請 ○不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛を要請 ○夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛を要請 ○「3密」（密閉、密集、密接）の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請
催物	開催の自粛を要請	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的大規模な催物は、中止又は延期を要請 ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 ＜開催の目安＞ ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以上の参加人数 ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保
施設の使用制限等	<p>■休業要請等</p> <p>次の①～⑤以外は解除</p> <p>① クラスタ発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カオホックス、ライブハウス ・スポーツジム、スポーツクラブなどの運動施設 <p>② ①の類似施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店 ・体育館、屋内水泳場、ホウリング場、スケート場 <p>③ 遊興施設（1,000㎡超）</p> <p>④ 集会・展示施設（集会場・公会堂・展示場・多目的ホール・文化会館）</p> <p>⑤ 運動・遊技施設（1,000㎡超）</p>	<p>■休業要請等</p> <p>次の①～②以外は解除</p> <p>① クラスタ発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カオホックス、ライブハウス ・スポーツジム <p>② ①の類似施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店
	<p>＜主な緩和対象施設＞</p> <p>① 遊興施設（1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、場外馬（車・舟）券売場 等 <p>② 劇場等（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 <p>③ 集会・展示施設（緩和しない）</p> <p>④ 運動・遊技施設（1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスタ発生施設を除く屋外水泳場 等 ・マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等の遊技施設 <p>⑤ 大学・学習塾等（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、専修学校、各種学校、自動車教習所、学習塾 等 <p>⑥ 博物館等（県立施設を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館、美術館、図書館 等 <p>⑦ ホテル又は旅館（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館（集会の用に供する部分） <p>⑧ 商業施設（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 <p>⑨ 飲食店等の営業時間制限の2時間繰り下げ（午後8時（酒類提供午後7時） → 午後10時（酒類提供午後9時））</p> <p>【西播磨・但馬・丹波地域】</p> <p>* 「遊興施設」及び「運動・遊技施設」について、面積にかかわらず解除</p>	<p>＜主な緩和対象施設＞</p> <p>※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を実施</p> <p>① クラスタ発生施設の類似施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館、屋内水泳場、ホウリング場、スケート場 ・スポーツクラブ（スポーツジムを除く）などの屋内運動施設 <p>② 遊興施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡超を解除（西播磨・但馬・丹波は解除済） ・個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、場外馬（車・舟）券売場 等 <p>③ 集会・展示施設（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会場・公会堂・展示場・多目的ホール・文化会館 <p>④ 運動・遊技施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡超を解除（西播磨・但馬・丹波は解除済） ・屋外水泳場 ・マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等 <p>⑤ 飲食店等の営業時間制限を解除</p>
主な感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○3密（密閉、密集、密接）の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との接触を避け、対人距離（2m目安）を確保 ・必要に応じ入場制限等を実施 ・四方を空けた席配置又は使用する座席を1/2以下 ・施設の換気 等 ○症状のある方の入場制限 <ul style="list-style-type: none"> ・入場時の体温チェックの実施 ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけ ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○消毒等 <ul style="list-style-type: none"> ・入口及び施設内の手指の消毒設備（石けん、消毒用アルコールなど）の設置 ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮断 等 ○トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止 等 ○休憩スペース <ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない ・屋内の喫煙ルームの原則使用禁止 等
通勤	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議の推進により、原則として通勤者の7割削減 ○職場での「3密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、職場でのローテーション勤務等の推進 ○職場での「3密」の回避